

保 発 第 0321003 号
平成 20 年 3 月 21 日

都道府県知事
地方厚生（支）局长
地方社会保険事務局长

殿

厚生労働省保険局長

「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」の一部改正について

健康保険法等の一部を改正する法律（昭和 18 年法律第 83 号）の一部の施行に伴い、「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成 11 年 10 月 20 日老発第 682 号・保発第 144 号）の一部を別紙のとおり改正し、本年 4 月 1 日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようご配慮願いたい。

(別 紙)

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の別紙2

- 1 第1項中「国民健康保険法の被保険者に係る療養費及び老人保健法に基づく受給対象者に係る医療費」を「国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費」に、「市町村」を「後期高齢者医療広域連合」に改める。
- 2 第2項中「国民健康保険及び老人保健に係る保険者又は市町村」を「国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合」に改める。
- 3 第14項中「健康保険継続療養証明書、」及び「、老人保健においては健康手帳」を削除する。
- 4 第15項中「厚生省保険局長」を「厚生労働省保険局長」に、「老人保健法」を「高齢者医療確保法」に改める。
- 5 第24項中「老人保健」を「後期高齢者医療」に改める。
- 6 第41項中「平成11年12月31日までに行った施術の療養費の請求」を「平成20年3月31日までに行った施術の療養費の請求」に改め、「なお、乙が平成12年3月31日までに行っていた政府管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険にかかる事務は甲が引き続き行う者であること。」を削除する。

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の別添3

- 1 第1項中「国民健康保険法の被保険者に係る療養費及び老人保健法に基づく受給対象者に係る医療費」を「国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費」に、「市町村」を「後期高齢者医療広域連合」に改める。
- 2 第2項中「国民健康保険及び老人保健に係る保険者又は市町村」を「国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合」に改める。
- 3 第14項中「健康保険継続療養証明書、」及び「、老人保健においては健康手帳」を削除する。
- 4 第15項中「厚生省保険局長」を「厚生労働省保険局長」に、「老人保健法」を「高齢者医療確保法」に改める。
- 5 第24項中「老人保健」を「後期高齢者医療」に改める。
- 6 第39項中「平成11年12月31日までに行った施術の療養費の請求」を「平成20年3月31日までに行った施術の療養費の請求」に改め、「なお、都道府県知事が平成12年3月31日までに行っていた政府管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険に係る事務は、事務局長が引き続き行うものであること。」を削除する。

(新)	(旧)
<p>別紙2</p> <p>(目的)</p> <p>1 本協定は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく政府管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに<u>国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律</u>（以下「<u>高齢者医療確保法</u>」という。）に基づく<u>国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費</u>（以下単に「<u>療養費</u>」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は<u>後期高齢者医療広域連合</u>（以下「<u>保険者等</u>」という。）に請求する場合の取扱い（以下「<u>受領委任の取扱い</u>」という。）を、○○社会保険事務局長（以下「<u>甲</u>」という。）及び○○都道府県知事（以下「<u>乙</u>」という。）と社団法人○○都道府県柔道整復師会長（以下「<u>丙</u>」という。）との間で合意し、これに基づき、丙の会員である者（以下「<u>会員</u>」という。）に対して受領委任の取扱いを行わせることを目的とする。</p> <p>(委任)</p> <p>2 本協定の締結を行うに当たっては、甲は健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、乙は<u>国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合</u>からの委任を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けること。</p>	<p>別紙2</p> <p>(目的)</p> <p>1 本協定は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく政府管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに<u>国民健康保険法の被保険者に係る療養費及び老人保健法に基づく受給対象者に係る医療費</u>（以下単に「<u>療養費</u>」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は<u>市町村</u>（以下「<u>保険者等</u>」という。）に請求する場合の取扱い（以下「<u>受領委任の取扱い</u>」という。）を、○○社会保険事務局長（以下「<u>甲</u>」という。）及び○○都道府県知事（以下「<u>乙</u>」という。）と社団法人○○都道府県柔道整復師会長（以下「<u>丙</u>」という。）との間で合意し、これに基づき、丙の会員である者（以下「<u>会員</u>」という。）に対して受領委任の取扱いを行わせることを目的とする。</p> <p>(委任)</p> <p>2 本協定の締結を行うに当たっては、甲は健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、乙は<u>国民健康保険及び老人保健に係る保険者又は市町村</u>からの委任を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けること。</p>

3～13 略

(受給資格の確認等)

1.4 丁は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（日雇特例被保険者受給資格者票、日雇特例被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。

(療養費の算定、一部負担金の受領等)

1.5 丁は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（以下「算定基準」という。）により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとし、これを減免又は超過して徴収しないこと。ただし、算定基準の備考5.により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができるこ

3～13 略

(受給資格の確認等)

1.4 丁は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（健康保険継続療養証明書、日雇特例被保険者受給資格者票、日雇特例被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証、老人保健においては健康手帳を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。

(療養費の算定、一部負担金の受領等)

1.5 丁は、施術に要する費用について、別に厚生省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（以下「算定基準」という。）により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び老人保健法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとし、これを減免又は超過して徴収しないこと。ただし、算定基準の備考5.により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができるこ

<p>また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。</p> <p>16～23 略</p> <p>(柔整審査会の設置)</p> <p>24 甲は、政府管掌健康保険及び船員保険に係る申請書を審査するため、各地方社会保険事務局に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。 乙は、国民健康保険及び<u>後期高齢者医療</u>に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国民健康保険団体連合会と協議の上、国民健康保険団体連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下、各地方社会保険事務局の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。）を設置させることができること。 ただし、乙が国民健康保険及び<u>後期高齢者医療</u>に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、甲と乙の協議により、地方社会保険事務局の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。 なお、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会长は甲と協議の上、甲に審査を委任することができること。</p> <p>25～40 略</p>	<p>また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。</p> <p>16～23 略</p> <p>(柔整審査会の設置)</p> <p>24 甲は、政府管掌健康保険及び船員保険に係る申請書を審査するため、各地方社会保険事務局に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。 乙は、国民健康保険及び<u>老人保健</u>に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国民健康保険団体連合会と協議の上、国民健康保険団体連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下、各地方社会保険事務局の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。）を設置させることができること。 ただし、乙が国民健康保険及び<u>老人保健</u>に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、甲と乙の協議により、地方社会保険事務局の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。 なお、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会长は甲と協議の上、甲に審査を委任することができること。</p> <p>25～40 略</p>
--	--

(前協定の廃止等)

4 1 昭和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付で乙と丙の間で締結した協定書は、平成11年12月31日をもって廃止すること。また、平成20年3月31日までに行った施術の療養費の請求に関しては、従前の例によること。

(前協定の廃止等)

4 1 昭和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付で乙と丙の間で締結した協定書は、平成11年12月31日をもって廃止すること。また、平成11年12月31日までに行った施術の療養費の請求に関しては、従前の例によること。

なお、乙が平成12年3月31日までに行っていた政府管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険にかかる事務は甲が引き続き行う者であること。

(新)	(旧)
別添3	別添3
(目的)	(目的)
1 本規程は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく政府管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに <u>国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律</u> （以下「 <u>高齢者医療確保法</u> 」という。）に基づく <u>国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費</u> （以下単に「 <u>療養費</u> 」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は <u>後期高齢者医療広域連合</u> （以下「 <u>保険者等</u> 」という。）に請求する場合の取扱い（以下「 <u>受領委任の取扱い</u> 」という。）を定めることを目的とする。	1 本規程は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく政府管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに <u>国民健康保険法の被保険者に係る療養費及び老人保健法に基づく受給対象者に係る医療費</u> （以下単に「 <u>療養費</u> 」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は <u>市町村</u> （以下「 <u>保険者等</u> 」という。）に請求する場合の取扱い（以下「 <u>受領委任の取扱い</u> 」という。）を定めることを目的とする。
(委任)	(委任)
2 本規程に基づく契約の締結を行うに当たっては、地方社会保険事務局長（以下「 <u>事務局長</u> 」という。）は健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、都道府県知事は <u>国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合</u> からの委任を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けること。	2 本規程に基づく契約の締結を行うに当たっては、地方社会保険事務局長（以下「 <u>事務局長</u> 」という。）は健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、都道府県知事は <u>国民健康保険及び老人保健に係る保険者又は市町村からの委任</u> を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けること。
3～13 略	3～13 略

<p>(受給資格の確認等)</p> <p>1 4 柔道整復師は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（日雇特例被保険者受給資格者票、日雇特例被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。</p> <p>(療養費の算定、一部負担金の受領等)</p> <p>1 5 柔道整復師は、施術に要する費用について、別に<u>厚生労働省保険局長</u>が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（以下「算定基準」という。）により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び<u>高齢者医療確保法</u>に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとし、これを減免又は超過して徴収しないこと。ただし、算定基準の備考5.により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができる。</p> <p>また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。</p>	<p>(受給資格の確認等)</p> <p>1 4 柔道整復師は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（健康保険継続療養証明書、日雇特例被保険者受給資格者票、日雇特例被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証、老人保健においては健康手帳を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。</p> <p>(療養費の算定、一部負担金の受領等)</p> <p>1 5 柔道整復師は、施術に要する費用について、別に<u>厚生省保険局長</u>が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（以下「算定基準」という。）により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び<u>老人保健法</u>に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとし、これを減免又は超過して徴収しないこと。ただし、算定基準の備考5.により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができる。</p> <p>また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。</p>
--	--

16～23 略

(柔整審査会の設置)

24 事務局長は、政府管掌健康保険及び船員保険に係る申請書を審査するため、各地方社会保険事務局に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

都道府県知事は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国民健康保険団体連合会と協議の上、国民健康保険団体連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下、各地方社会保険事務局の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。）を設置させることができること。ただし、都道府県知事が国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、事務局長と都道府県知事の協議により、地方社会保険事務局の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。

なお、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は事務局長と協議の上、事務局長に審査を委任できること。

25～38 略

16～23 略

(柔整審査会の設置)

24 事務局長は、政府管掌健康保険及び船員保険に係る申請書を審査するため、各地方社会保険事務局に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

都道府県知事は、国民健康保険及び老人保健に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国民健康保険団体連合会と協議の上、国民健康保険団体連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下、各地方社会保険事務局の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。）を設置させることができること。ただし、都道府県知事が国民健康保険及び老人保健に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、事務局長と都道府県知事の協議により、地方社会保険事務局の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。

なお、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は事務局長と協議の上、事務局長に審査を委任できること。

25～38 略

(経過措置)

3 9 平成 20 年 3 月 31 日までに行った施術の療養費の請求に関しては、従前の例によること。

(経過措置)

3 9 平成 11 年 12 月 31 日までに行った施術の療養費の請求に関しては、従前の例によること。

なお、都道府県知事が平成 12 年 3 月 31 日までに行ってい
た政府管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険に係る事
務は、事務局長が引き続き行うものであること。